

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営監視機能を充実し、経営の公正性・透明性を確保することによって、利害関係者と長期間継続して良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。そのために、組織体制の整備だけでなく、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理を強化して経営にあたることを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オフィス扇	1,497,000	14.97
水永 政志	1,343,900	13.44
田口 弘	900,000	9.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	897,400	8.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	527,000	5.27
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY(CAYMAN)LIMITED(	466,000	4.66
GOLDMAN SACHS& CO.REG	284,100	2.84
野村信託銀行株式会社(投信口)	240,300	2.40
CBLDN KIA FUND 136	140,300	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227(	123,300	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成27年7月21日付(報告義務発生日平成27年7月13日)に提出された大量保有報告書により以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称: 三菱UFJ信託銀行株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
保有株券等の数: 618,100株
株券等保有割合: 6.18%
氏名又は名称: 三菱UFJ国際投信株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内一丁目12番1号
保有株券等の数: 78,900株
株券等保有割合: 0.79%
氏名又は名称: カブドットコム証券株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
保有株券等の数: 17,700株
株券等保有割合: 0.18%

2. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成27年10月21日付(報告義務発生日平成27年10月15日)に提出された大量保有報告書により以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません

氏名又は名称: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
保有株券等の数: 472,600株
株券等保有割合: 4.73%
氏名又は名称: ジェー・ビー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)
住所: アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター
保有株券等の数: 19,000株
株券等保有割合: 0.19%

3. 上記のほか、自己株式が957,799株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	11 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小滝 一彦	学者											
河島 克二	他の会社の出身者											
小坂 義人	公認会計士											
樺本 健夫	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小滝 一彦	○	○	——	小滝一彦氏は、経済産業省や金融庁での豊富な経験と、大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から経営監視が可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
河島 克二	○	○	——	河島克二氏は、経営経験及び企業会計に関する経験と見識に基づき、常勤の社外役員として、常時、実質的・客観的な経営監視が可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
小坂 義人	○	○	——	小坂義人氏は、公認会計士として、その監査経験及び企業会計に関する豊富な見識を活かすことが可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
樺本 健夫	○	○	——	

				榎本健夫氏は、公認会計士として、その監査経験及び企業会計に関する豊富な見識を活かすことが可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものではなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員4名全員が社外取締役（公認会計士2名を含む）であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は経営活動の適正性の確保を目的とした取締役会、重要会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。

また、内部監査は、社長室（2名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図っております。

内部監査部門、監査等委員及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役候補者案、取締役報酬案を審議し、取締役候補者の推薦及び取締役（監査等委員を除く）報酬に対する意見等を取締役会に対し、また取締役（監査等委員）の報酬に対する意見等を監査等委員会に答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役の報酬等は、基本報酬、部門評価報酬及び全社評価報酬より構成しております。全社評価報酬は、企業グループの業績を勘案して決定しております。具体的には、業績を評価する指標として、連結営業利益額、業績目標への達成度、連結ROE（自己資本利益率）を採用しております。また、モチベーションの向上及び優秀な人材の確保のためストックオプションの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社役員のモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のためストックオプションの付与を行っております。各人への付与数に関しては、当社への貢献度や今後の職責・期待を勘案しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。第15期事業年度における実績は、取締役に支払った報酬20,806千円（社外取締役を除く）、監査役に支払った報酬600千円（社外監査役を除く）、社外役員に支払った報酬6,600千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を、「役員報酬規程」に定めております。

監査等委員でない取締役の報酬等は、基本報酬、部門評価報酬及び全社評価報酬より構成しております。監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬より構成しております。基本報酬は、役位別、常勤・非常勤の別を勘案して基本報酬額を決定しております。部門評価報酬は、取締役の管掌部門の成果を勘案して決定しております。全社評価報酬は、企業グループの業績を勘案して決定しております。具体的には、業績を評価する指標として、連結営業利益額、業績目標への達成度、連結ROE（自己資本利益率）を採用しております。

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成28年2月24日開催の定時株主総会により年額300百万円以内と決議され、その範囲内において、取締役会にて決定しております。加えて、上記の取締役報酬限度額とは別枠として、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として、株式報酬型年額24百万円以内があります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年2月24日開催の定時株主総会で年額60百万円以内と決議され、その範囲内において、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

なお、平成27年1月9日に中期経営計画を公表したことを契機に、中期経営計画達成へのコミットメントをより高め、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指す事を目的として、業績達成条件を付与した有償の新株予約権を発行しております。業績達成条件を付した有償の新株予約権は、新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償で発行するものであり、その払込金額は新株予約権を引き受ける者にとって有利な金額ではないことから、報酬には該当せず、取締役会決議により実施するものであります。

役員報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される「指名報酬委員会」において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。

社外取締役（全員が監査等委員）は、取締役会に関する資料の事前配布や常勤監査等委員の活動報告を実施し、重要な事項に関して意見交換や現状報告を行う等、十分な情報提供を行っております。また、取締役会、監査等委員会への出席を通じて、内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜必要な意見を述べる事が可能な体制を構築する等、充分な情報提供やサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、平成28年2月24日開催の第15期定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役が5名（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役が4名（うち社外取締役4名）となり、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れると判断しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について、独立性のある答申を行うこととしております。

・取締役会

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

・内部監査及び監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員4名全員が社外取締役（公認会計士2名を含む）であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は経営活動の適正性を確保を目的とした取締役会、重要会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。

また、内部監査は、社長室（2名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図っております。

内部監査部門、監査等委員及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図っております。

・社外取締役

当社の取締役のうち監査等委員である取締役4名は、社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ、社外の視点からコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂いております。監査等委員である社外取締役、内部監査担当及び会計監査人は必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、業務の実効性を高めております。

・指名報酬委員会

役員の指名及び報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される「指名報酬委員会」において審議することとしており、決定プロセスの透明性向上を図っております。

・会計監査人

当社は、会計監査人設置会社であり、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 北川健二(有限責任 あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 橋本裕昭(有限責任 あずさ監査法人)

なお継続監査年数は7年以内であります。

監査業務に関わる補助者の構成

補助者 公認会計士5名 その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年2月24日開催の第15期定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役が5名(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締役が4名(うち社外取締役4名)となり、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れると判断しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について、独立性のある答申を行うこととしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送に先立ち、金融商品取引所及び当社ウェブサイトを通じた通知を行っております
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、作成・公表しております	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家向けに説明会を開催し、決算情報その他を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度決算説明会を開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて財務諸表だけではなく決算説明資料等IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部においてIRを行っており、専用窓口(Tel、E-mail)を設けております。	
その他	英文HP、IR資料の作成を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させる基本方針として、企業行動憲章を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務を適正かつ効率的に推進し、社会的責任を遂行する上で当社の実績に適合した有効な内部統制システムの整備及び運用が不可欠であるものと認識しております。このため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、社長室が主体となり、内部統制システムの運用状況の監視を実施しております。

・当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、当社及び当社子会社の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス規程を定めコンプライアンス担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部署は、当社及び当社子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとします。

当社及び当社子会社は、法令順守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

・取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が統括して、リスク管理体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行なう体制を整えます。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施する体制を整備します。

また、当社の取締役、役職員が各子会社の取締役を兼務することにより、相談・報告を適切に行える体制を整備します。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制子会社の業務執行について、当社に適時適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、当社の取締役会にて審議を行います。

c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、当社の主管部署を定めて、必要に応じて主管部署と子会社が連携して、業務執行を行います。

また、内部監査担当部門が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、各子会社の業務執行の適正性を確保することとしております。

・監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。

当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

・取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行ないます。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反又は不正な行為を発見したときは、監査等委員に報告します。

また、当社グループは、当社の監査等委員への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底いたします。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと必要と認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役との定期的な意見交換を行い、会計監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。さらに、役職員の監査等委員会に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としております。

(2) 社内体制の整備状況

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

